高森町男女共同参画計画

令和３年度～令和7年度

高森町

「目次」

第１章　計画の策定にあたって …… 1

１、計画の趣旨 …… 1

２、計画の位置付けと性格 …… 1

３、計画の目標 …… 2

４、計画の基本目標 …… 2

５、計画の期間 …… 2

６、施策の体系 …… 3

７、計画における成果指標 …… 3

第２章　計画の内容 …… 5

本計画に関連する SDGs …… 5

基本目標１　男女共同参画の意識づくり …… 7

具体目標１　男女共同参画の意識を啓発（女性活躍推進計画） …… 7

具体目標２　男女共同参画に関する教育・学習の推進 …… １０

基本目標２　女性が活躍する環境づくり …… １１

具体目標１　政策・方針などの決定過程への女性の参画（女性活躍推進計画） …… １２

具体目標２　仕事と家庭を両立できる多様な働き方の促進（女性活躍推進計画） …… １５

具体目標３　家庭内での協力体制の充実（女性活躍推進計画） …… １９

基本目標３　安心・安全な社会づくり …… ２２

具体目標１　安心して暮らせる生活環境の整備 …… ２２

具体目標２　男女間のあらゆる暴力の根絶 …… ２５

第３章　資料 …… ２６

１、高森町男女共同参画推進委員会設置要綱 …… ２６

２、高森町男女共同参画推進委員名簿 …… ２７

３、策定の経過 …… ２７

第１章　計画の策定にあたって

第１章では、本計画の概要や、目標の達成度合いを数値で図るための成果指標を定めています。

１、計画の趣旨

高森町では、令和２年度から第７次振興総合計画がスタートしました。将来像を『なりたい「あなた」に会えるまち』に位置付け、年代や性別に関わりなく、暮らしやすい町で、誰もが自分のなりたい姿を見つけ、実現できるまちを目指しています。また、前身である第６次振興総合計画では、子育て支援を重点施策に設定し、子育てのしやすさや育児の負担軽減に力を入れて取り組んできました。

高森町が毎年実施している町民生活・意識調査などからは、以前より男女における公平感が増してきていることがわかります。しかしながら、未だ様々な分野で男女の不公平感があり、政策決定過程への女性の参画があまり進んでいないこと、女性の家事負担・育児負担の大きさを見ることができます。「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による役割分担に基づく慣習や、各種役員は男性が行うものといった傾向も見受けられます。男女共同参画の視点による意識改革、社会制度や慣習・慣例の見直しが求められます。

これまでの取り組みや社会の情勢を踏まえ、高森町に暮らす誰もが、自らがなりたい姿を見つけて実現することや、男女共同参画社会を目指すための施策を総合的・計画的に推進していくために、高森町男女共同参画計画を策定しました。

２、計画の位置付けと性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項に規定された「市町村男女共同参画計画」です。国の男女共同参画基本計画及び長野県男女共同参画計画を踏まえています。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法という。）第６条第２項に規定された「市町村推進計画」及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV 防止基本計画という。）第２条の３第３項に規定される「市町村基本計画」を兼ねています。高森町における「第７次高森町振興総合計画」や各種計画との整合を図り、策定しています。

そして本計画は、日本を含め国連に加盟する世界 193 か国が目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」17 のうち、『5 ジェンダー平等を実現しよう』を当町として具現しようとするものです。また、他の SDGs につながるものも、それらを明記します。

こうしたことから、本計画は、男女共同参画に向けた取り組みや支援に加え、女性活躍やあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みについても定めています。

３、計画の目標

本計画では、目標を次のように設定致します。

誰もがなりたい姿を見つけ実現できるまち

第７次高森町振興総合計画では、『なりたい「あなた」に会えるまち』を将来像に掲げています。性別・年代に関わらず、誰もが暮らしやすい町でなりたい姿を見つけ、実現することを目指しています。

本計画でも、年齢や性別に関わらず、誰もが自分のなりたい姿を見つけ実現できる町となることが、男女共同参画社会を実現することになることから、計画の目標として設定します。

４、計画の基本目標

本計画では、３つの基本目標を設け、それぞれの分野における取り組みを体系化し、男女共同参画の実現を目指します。

基本目標１　男女共同参画の意識づくり
基本目標２　女性が活躍する環境づくり
基本目標３　安心・安全な社会づくり

５、計画の期間

計画の期間は、令和３年度（2021 年）から令和７年度（2025 年）までの５年間とします。なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより、必要に応じて見直しを行います。

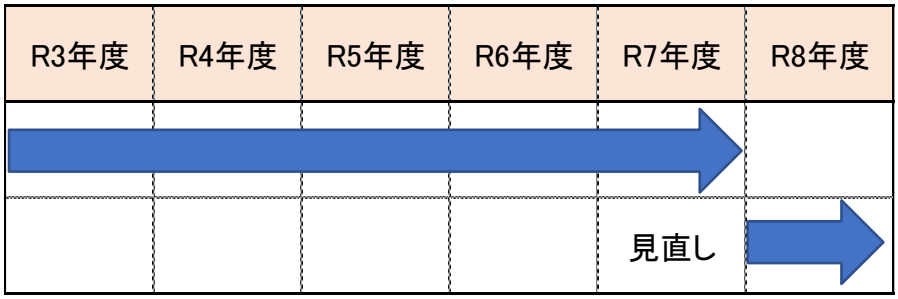

6、施策の体系

基本目標を達成するために、次のように具体目標・推進項目を定めます。

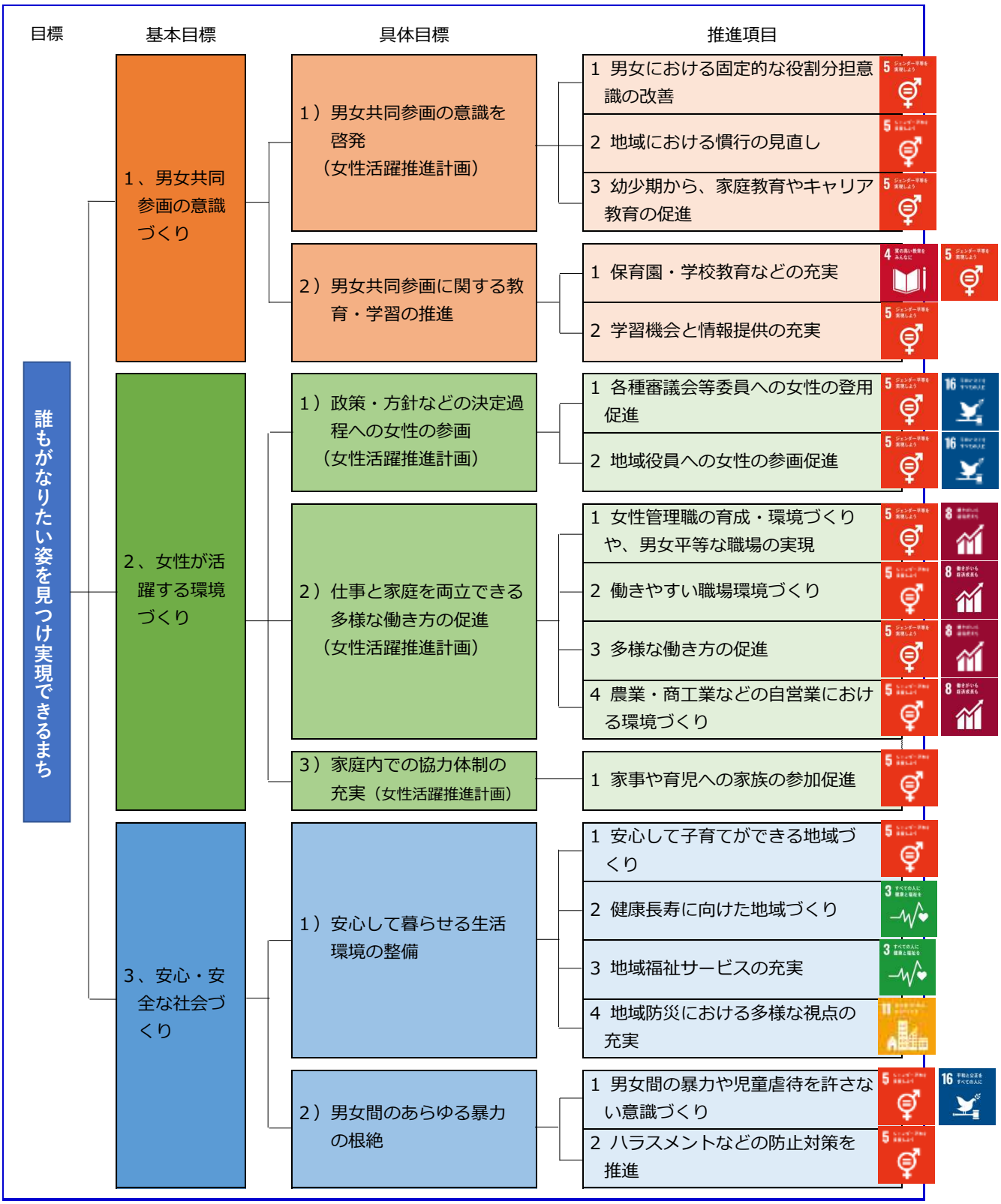

7、計画における成果指標

本計画では、施策ごとに成果の達成度を数値で測るため、成果指標を設定します。計画の進捗状況を検証しながら次の取り組みを行うことで、更なる成果の向上を目指します。

基本目標	具体目標	成果指標	単位	現状 R2 年度	目標 R7 年度
1 男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画の意識を啓発	①社会全体として男女が平等だと思う町民の割合	%	※20.2	22.7
		②社会通念・慣習・しきたりで男女が平等だと思う町民の割合	%	※14.6	17.1
2 女性が活躍する環境づくり	1 政策・方針などの決定過程への女性の参画	①町審議会委員等における女性割合	%	26.9	29.4
	2 仕事と家庭を両立できる多様な働き方の促進	①職場で男女が平等だと思う町民の割合	%	※34.4	36.0
3 安心・安全な社会づくり	1 安心して暮らせる生活環境の整備	①高森町が子育てしやすい町だと思う町民の割合	%	※66.7	69.6
		②１年間、健康で過ごすことができた町民の割合	%	※80.6	82.5

・「現状　R2 年度」の内、※は令和元年度の数値。計画策定時に令和 2 年度の数値が把握できないため、前年度の数値を用いた。

第２章　計画の内容

第２章では、基本目標ごとに「１、現状と課題」、「２、参考資料」をまとめ、「３、施策の展開」として推進項目・取り組み方針・担当課等を定めています。

本計画に関連する SDGs

本計画は、持続可能な開発目標（SDGs）のうち、『5 ジェンダー平等を実現しよう』を当町として具現しようとするものです。他の SDGs に繋がるものも含め、推進項目ごとに明記します。

関連する SDGs	ターゲット名	ターゲット内容
	3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスおよび安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
	4.1	2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
	4.2	2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
	5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	5.b	女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。
	5.c	ジェンダー平等の促進、並びにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

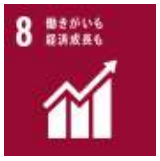	8.3 8.5	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を推奨する。 2030 年までに、若者や障がい者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	11.b	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仄台災害枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	16.2 16.7	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

基本目標１　男女共同参画の意識づくり

具体目標１　男女共同参画の意識を啓発（女性活躍推進計画）

１、現状と課題

高森町が毎年行っている町民生活・意識調査では、様々な分野における男女平等の状況についてアンケートを実施しています。結果からは、特に政治の場や、社会通念・慣習・しきたりなどで、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合が高くなっています。

男性は仕事、女性は家庭といった考え方や、男らしさや女らしさといった意識などから、固定的な性別による役割分担が社会にあると考えられます。

地域においては、新しい居住者や女性が参加しにくい雰囲気や慣行がある事例が聞かれます。また、地区役員などを男性が行う慣例も多く見られます。

家庭では核家族化や共働き世帯が増えていて、若い世代を中心に家事や育児の分担が進んでいることが、各種アンケート結果から推測されます。子ども世代に親が家事や育児を協力して行う姿を見せることは、自然なキャリア教育になります。一方で、家事・育児の多くを女性が行っていて、男性の協力が少ないといった声があります。

２、参考資料

①あなたは、【社会全体として】で男女が平等だと思いますか。

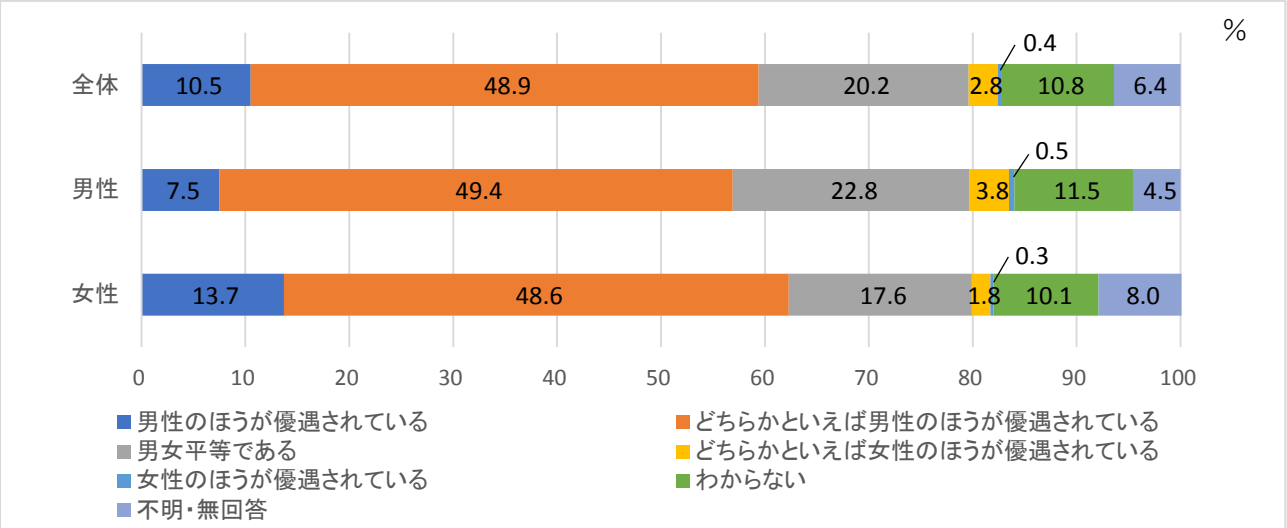

出典：高森町町民生活・意識調査（令和２年７月）

○「男性のほうが優遇されている」「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」の割合は全体で 59.4%となっていて、男性よりも女性の割合が 5.4%高くなっています。

②あなたは、【社会通念・慣習・しきたり】で男女が平等だと思いますか。

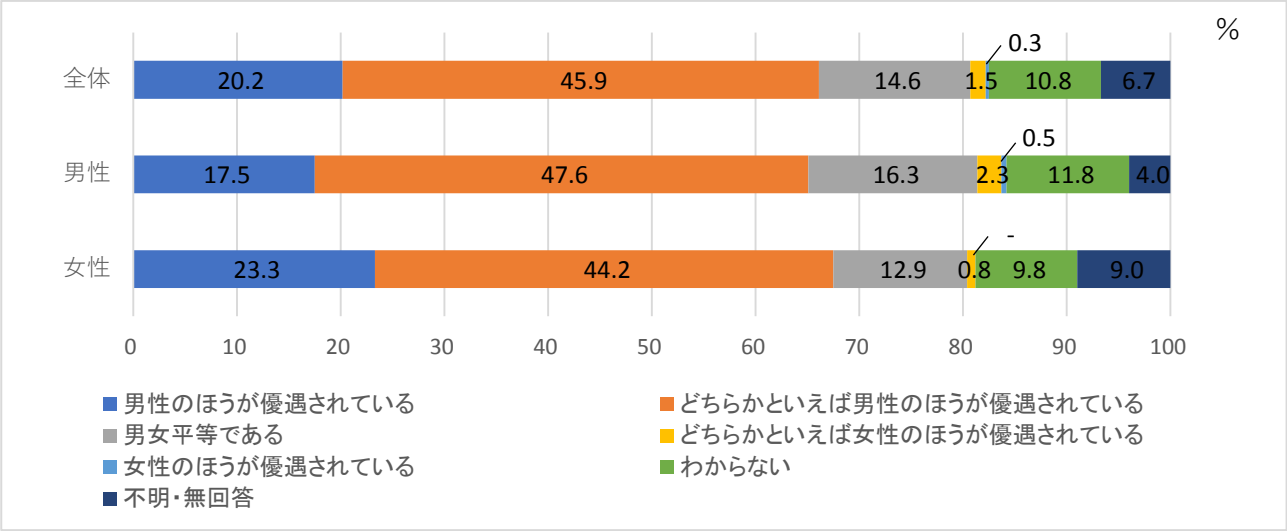

出典：高森町町民生活・意識調査（令和２年７月）

○「男性のほうが優遇されている」「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」の割合は全体で 66.1%と高く、男性よりも女性の割合が 5.8%高くなっています。一方で男女平等である割合は 14.6%と低くなっています。

③あなたが考える「男女共同参画社会」（男性と女性がともに活躍できる社会）とは、どのような社会ですか。（上位４回答）

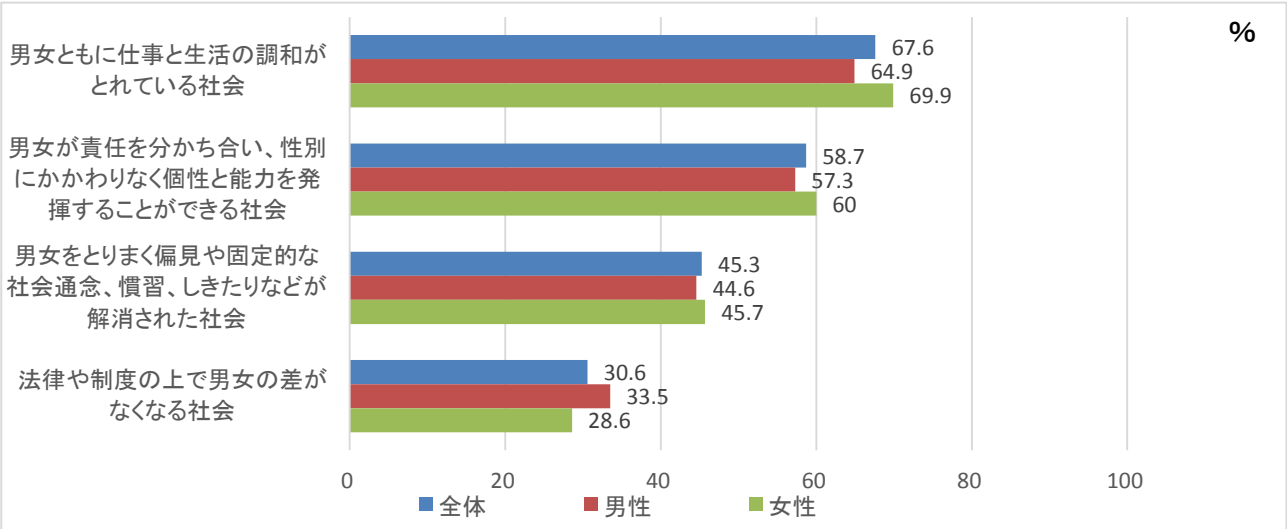

出典：高森町町民生活・意識調査（令和２年７月）

○「男女ともに仕事と生活の調和がとれている社会」と答えた割合は最も高く 60%を超えています。２番目に高い、「男女が責任を分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を発揮することができる社会」と合せると、仕事と生活の調和や男女における責任分担に課題を感じている人が多いことが分かります。「法律や制度の上で男女の差がなくなる社

会」は男性の割合が女性よりも高く、それ以外の３項目は、男性よりも女性の割合が高くなっています。

３、施策の展開

推進項目	取り組み方針	担当課等
5.1　5.4　5.5 1　男女における固定的な役割分担意識の改善	①家庭や地域、職場における固定的な性別による役割分担や慣行の改善に向け、啓発や情報提供を行います。 ②男女共同参画に関する講座・研修会を行います。	総務課
5.1　5.5 2　地域における慣行の見直し	①自治組織などの運営方法や慣行について、整理したり話し合いをしたりする機会を作ります。 ②他地区での事例を情報提供します。	総務課
5.4 3　幼少期から、家庭教育やキャリア教育の促進	①生活の場である家庭において、性別によらず家事や育児を行うことで、子どもが自然に男女共同参画を学べるよう、各種講座などを行います。	総務課 健康福祉課 教育委員会

具体目標２　男女共同参画に関する教育・学習の推進

１、現状と課題

町民生活・意識調査の結果では、学校教育の場を男女平等だと感じている町民は、他の分野を含めた中で最も多くなっています。「わからない」「無回答」を除くと、非常に高いことがわかります。生徒会や児童会の役員も、女性の割合は町審議会などに比べて高く、子ども世代には男女平等が浸透していると考えられます。

理由として、学校では道徳の時間を使って人権教育や男女平等などについて学習していること、各家庭での核家族化や共働き世帯の増加により、親が家事や育児を協力している姿を見ていることが考えられます。

町ではこれまで、男女共同参画に関する啓発や講座はあまり行われていないのが実情です。日常生活において男女共同参画の意識が高まらず、講座を開催しても参加者が少ないことも一因としてあります。

２、参考資料

①あなたは、【学校教育の場】で男女が平等だと思いますか。

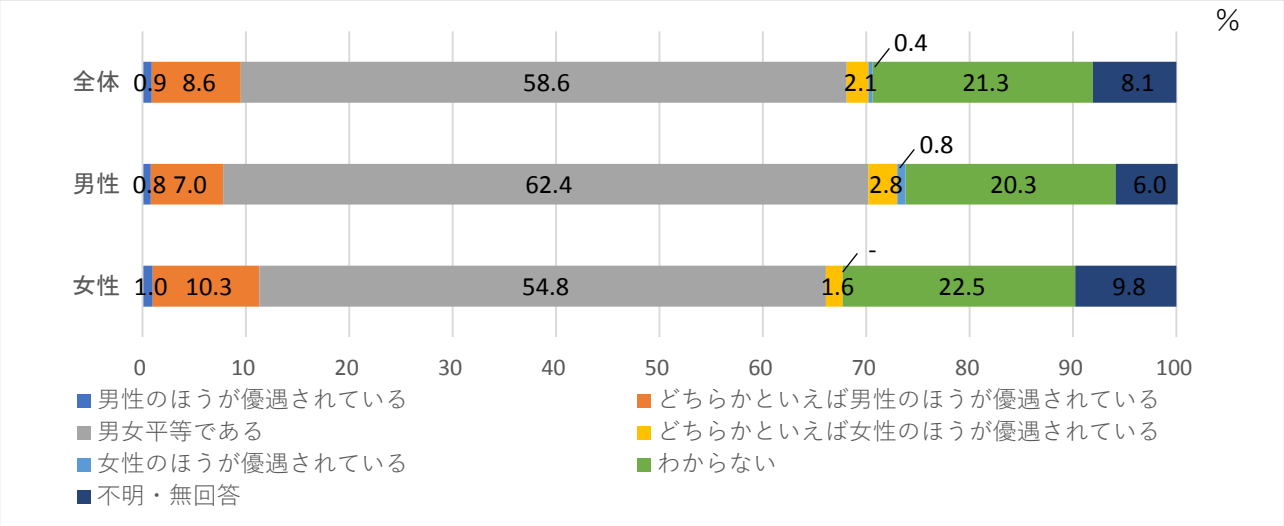

出典：高森町町民生活・意識調査（令和２年７月）

○男女平等であると答えた割合は 58.6%であり、非常に高くなっています。男性よりも女性の割合が 7.6%低くなっています。男性または女性が優遇されていると答えた割合は、他の分野に比べてとても低くなっています。

3、施策の展開

推進項目	取り組み方針	担当課等
4.1　4.2 5.5 1　保育園・学校教育などの充実	①保育園において、男女平等の意識を育みます。 ②学校において、人権や男女共同参画に関する学習時間を確保し、子ども時代からの男女共同参画意識を高めます。	教育委員会
5.c 2　学習機会と情報提供の充実	①講演会や講座を開催し、男女共同参画の機運を高めます。 ②町広報誌やホームページ等により、啓発や情報提供に努めます。	総務課 教育委員会

基本目標２　女性が活躍する環境づくり

具体目標１　政策・方針などの決定過程への女性の参画

（女性活躍推進計画）

１、現状と課題

高森町の各種委員における女性割合は 26.4%であり、国（40.7%）や県（42.4%）に比べて低くなっていますが、長野県内市町村の平均（25.5%）を上回っています※。町はこれまで、審議会などへの女性の登用や公募枠を設けることに努めてきました。改善傾向にありますが、特定の分野では女性の登用が進んでいないことや、公募枠への女性の応募が少ない状況にあります。

自治組織や地域の役員は、その多くが男性です。慣例で男性が役員を務めてきたことや、夜に開催される会議が多いことで、家事や子育ての負担が多い女性が役員を受けづらい状況にあります。また、家庭の中で男性が地域の会合や行事に出席するように女性が依頼することや、女性が役員を受けたがらないことも考えられます。

※令和２年４月１日現在。国のみ令和２年９月 30 日現在。長野県提供資料。

２、参考資料

①高森町内の町議会議員・各種審議会委員等の状況

NO.	名称	（人） 合計	（人） 男	（人） 女	（%） 女性割合
1	町議会議員	14	13	1	7.1
2	民生・児童委員会	28	11	17	60.7
3	農業委員会（推進委員含む）	19	16	3	15.8
4	教育委員会	4	2	2	50.0
5	選挙管理委員会	4	4	0	0.0
6	監査委員	2	2	0	0.0
7	固定資産評価審査委員会	3	3	0	0.0
8	人権擁護委員	3	2	1	33.3
9	国民健康保険運営協議会	12	8	4	33.3
10	子ども・子育て会議	16	9	7	43.8
11	環境審議会	14	10	4	28.6
12	公民館運営審議会	13	9	4	30.8

13	社会教育委員	7	3	4	57.1
14	スポーツ推進委員	5	3	2	40.0
15	図書館協議会	5	1	4	80.0
16	文化財調査委員会	6	5	1	16.7
17	都市計画審議会	5	5	0	0.0
18	町総合戦略有識者委員会	24	20	4	20.0
19	保護司	4	3	1	25.0
20	防災会議	16	15	1	6.25
21	特別職報酬等審議会	11	11	0	0.0
22	消防委員会	8	8	0	0.0
23	男女共同参画推進委員会	10	3	7	70.0
24	民生委員推薦会	8	8	0	0.0
25	障がい福祉計画策定委員	10	4	6	60.0
26	資料館運営委員会	5	2	3	60.0
27	資料館調査委員会	16	14	2	12.5
28	平和推進会議	11	11	0	0.0
29	地域公共交通協議会	16	15	1	6.3
	合計	299	220	79	26.4

令和２年４月１日現在

○高森町内の町議会議員・各種審議会委員等の状況では、男女の割合が均衡している委員会等と、女性の割合が低い委員会等で開きがあります。

②高森町内の自治組織等における役員の状況

NO.	名称	（人） 合計	（人） 男	（人） 女	（%） 女性割合
1	区長・自治会長・地区長	24	23	1	4.2
2	支館長・分館長・主事	47	46	1	2.1
	合計	71	68	2	2.8

令和２年４月１日現在

○自治組織等の役員は、①に比べ、男性の割合が非常に高くなっています。

3、施策の展開

推進項目	取り組み方針	担当課等
5.5 16.7 1　各種審議会等委員への女性の登用促進	①各種審議会・委員会へ女性の視点を取り入れるため、女性委員の登用を図ります。 ②意欲ある町民が参加する場を広げるため、各種審議会･委員会委員の公募枠を設けるよう努めます。	全課
5.5 16.7 2　地域役員への女性の参画促進	①女性が自治組織や地域役員を務めやすい環境をつくり、負担軽減ができるように、働きかけや情報提供をします。 ②若い年代から地域行事に参加できるよう、若者と地域の関わりをつくり､雰囲気を高めていきます。	総務課 教育委員会

具体目標２　仕事と家庭を両立できる多様な働き方の促進

（女性活躍推進計画）

１、現状と課題

女性の管理職は男性に比べて少なく、アンケート結果からは、管理職になりたい女性は7.0%、なりたくない女性は 73.0%であり、なりたくない女性の割合が大幅に高くなっています。管理職になりたくない理由として、責任の重さや能力に自信がない、仕事と家庭の両立が困難なことが挙げられており、各種研修の充実や職場の理解、仕事と家庭の両立が課題となっています。

子育て世代の男性の残業が多く、育児や家事に関われないことが、女性の家事負担の増加に繋がっています。企業として、男性の育児休業の制度化や制度を取りやすい雰囲気づくり、子育てと仕事を両立できる環境の整備が求められます。

アンケートから、女性の出産・子育てによる退職や、休業がキャリアアップの支障と考える女性が多くいます。多様な働き方として、起業をしたり子育てしながら時間を有効に使って働いたりすることができれば、様々な選択肢を得ることができます。

農業や商工業などの自営業では、長時間の勤務や不規則な働き方になりやすい傾向があります。労働時間や休暇、給与などの条件が明確になることで、働きやすい環境を作ることができます。

２、参考資料

①あなたは、管理職になりたいですか。（対象：町内企業に勤務する女性従業員）

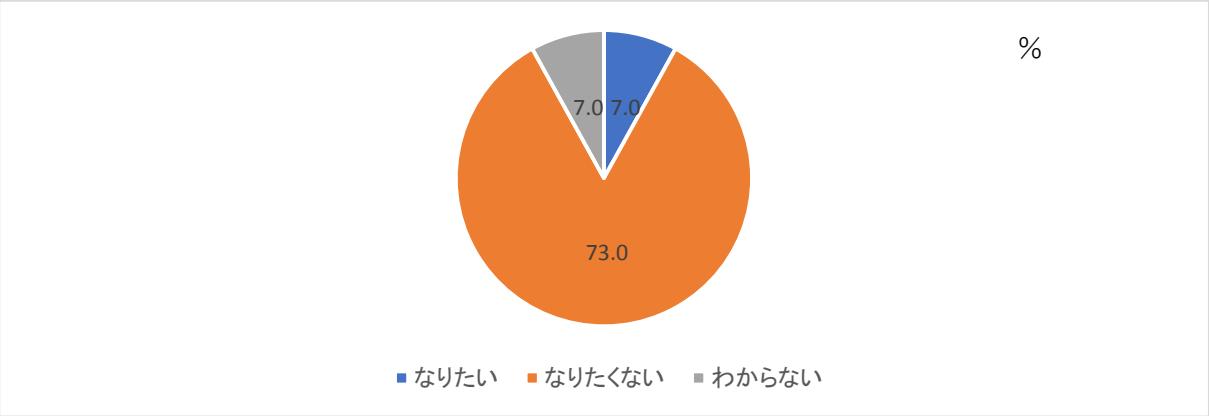

出典：令和元年度　高森町働き方改革事業計画アンケート

②管理職になりたくない理由は何ですか。

（対象：町内企業に勤務する女性従業員。上位４項目。）

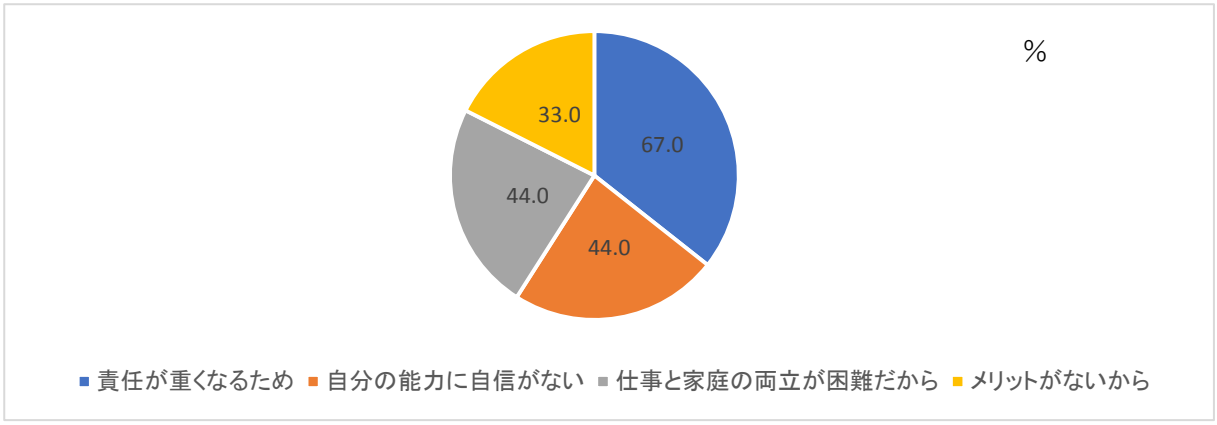

出典：令和元年度　高森町働き方改革事業計画アンケート

③女性が会社で活躍する際の阻害は何ですか。

（対象：町内企業に勤務する女性従業員。上位４項目。）

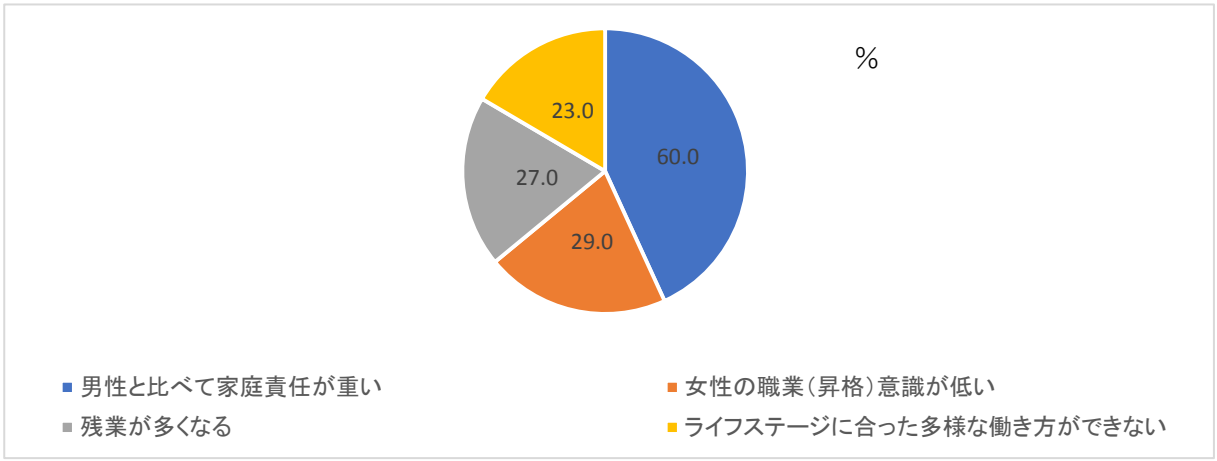

出典：令和元年度　高森町働き方改革事業計画アンケート

○管理職になりたくない女性の割合が非常に高く、その理由や女性が活躍する際の阻害要因を見ると、家事や育児負担が重く、育児休業などで職場を長期間離れたことなどが直接的、間接的に影響していると考えられます。

④あなたは、【職場】で男女が平等だと思いますか。

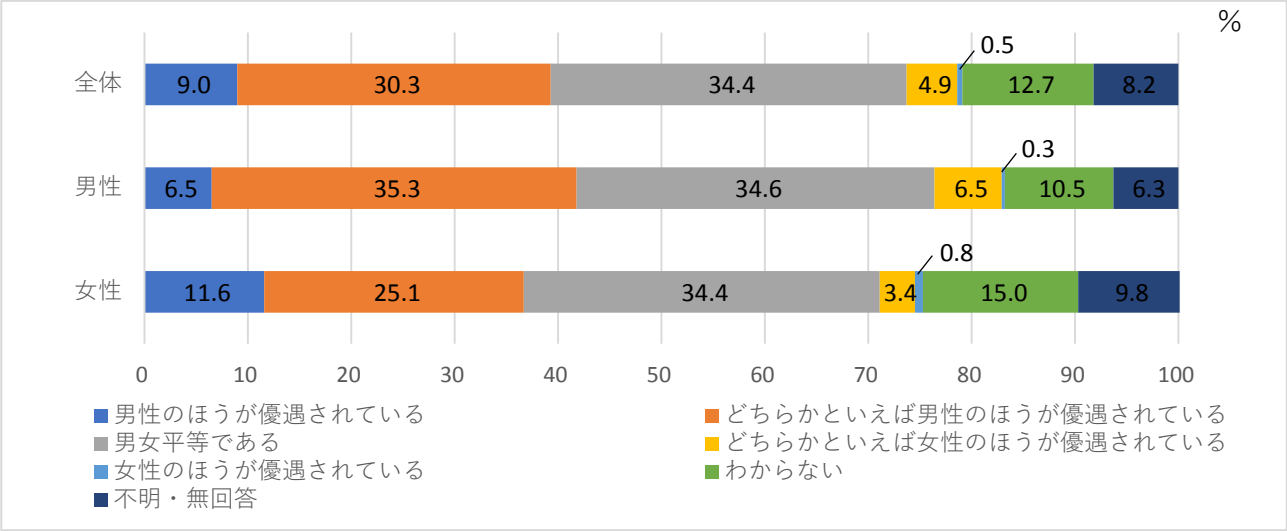

出典：高森町町民生活・意識調査（令和２年７月）

○「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた割合は、男性よりも女性が 5.1%低くなっていて、男女平等であると答えた割合とほぼ同じ数値となっています。

３、施策の展開

推進項目	取り組み方針	担当課等
5.5　5.c 8.5 1　女性管理職の育成・環境づくりや、男女平等な職場の実現	①女性管理職の育成や、女性の意識を改革するための環境づくりを促進します。 ②性別に関係なく誰もが活躍できる職場環境を目指し、企業に働きかけや情報提供をします。 ③男女の別なく雇用されるよう、企業に働きかけをします。	総務課 産業課
5.1　5.c 8.5 2　働きやすい職場環境づくり	①ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、企業と連携し、意識改革や長時間労働を是正します。 ②子育てしながら働きやすい環境を整えるため、未満児保育・延長保育・学童クラブ・病児保育などのサービスを充実します。 ③子育てや介護の相談体制を充実させることで、仕事と家庭を両立できる環境を整えます。 ④イクボスなどの普及や育児休業制度・介護休暇制度の充実を企業に要請し、育児や介護をしながら働きやすい環境を整えられるようにします。 ⑤企業の先進事例を情報提供します。	総務課 産業課

5.b　5.c 8.3 3　多様な働き方の促進	①多様な働き方やなりたい姿を実現するための仕事をできるようにするため、起業を支援します。 ②女性が子育てしながら働ける環境や、研修の機会を整えます。 ③短時間勤務やテレワーク等の働き方を選択できるよう、企業に情報提供や働きかけをします。	産業課
5.4　5.5 8.5 4　農業・商工業などの自営業における環境づくり	①自営業での働きやすさや環境改善のため、家族経営協定の締結を促進します。 ②担い手を育成するため、活躍する女性の表彰や、リーダーを発掘します。	産業課

具体目標３　家庭内での協力体制の充実（女性活躍推進計画）

１、現状と課題

仕事と家庭を両立するには、家族が協力して家事や育児を行うことが不可欠です。町民生活・意識調査の結果からは、若い世代ほど、男女平等であると答える割合が高くなっています。共働き世帯が増えたことにより、家事や育児に関わる男性が増えていることが考えられます。しかし、未だ女性の負担が多い状況にあると言えます。原因として、固定的な性別による役割分担の考え方の他にも、男性がどのように家事や育児を行えばよいのかわからない、残業が多く家に帰る時間が遅いといったことがあります。

近年では、実家から離れて家を建てることでの核家族化が進んでいますが、祖父母との近距離居住または同居のメリットが見直されてきています。特に子育てへの協力により、子育て世帯の負担が減少することが挙げられます。

２、参考資料

①あなたは【家庭生活】で男女が平等だと思いますか。

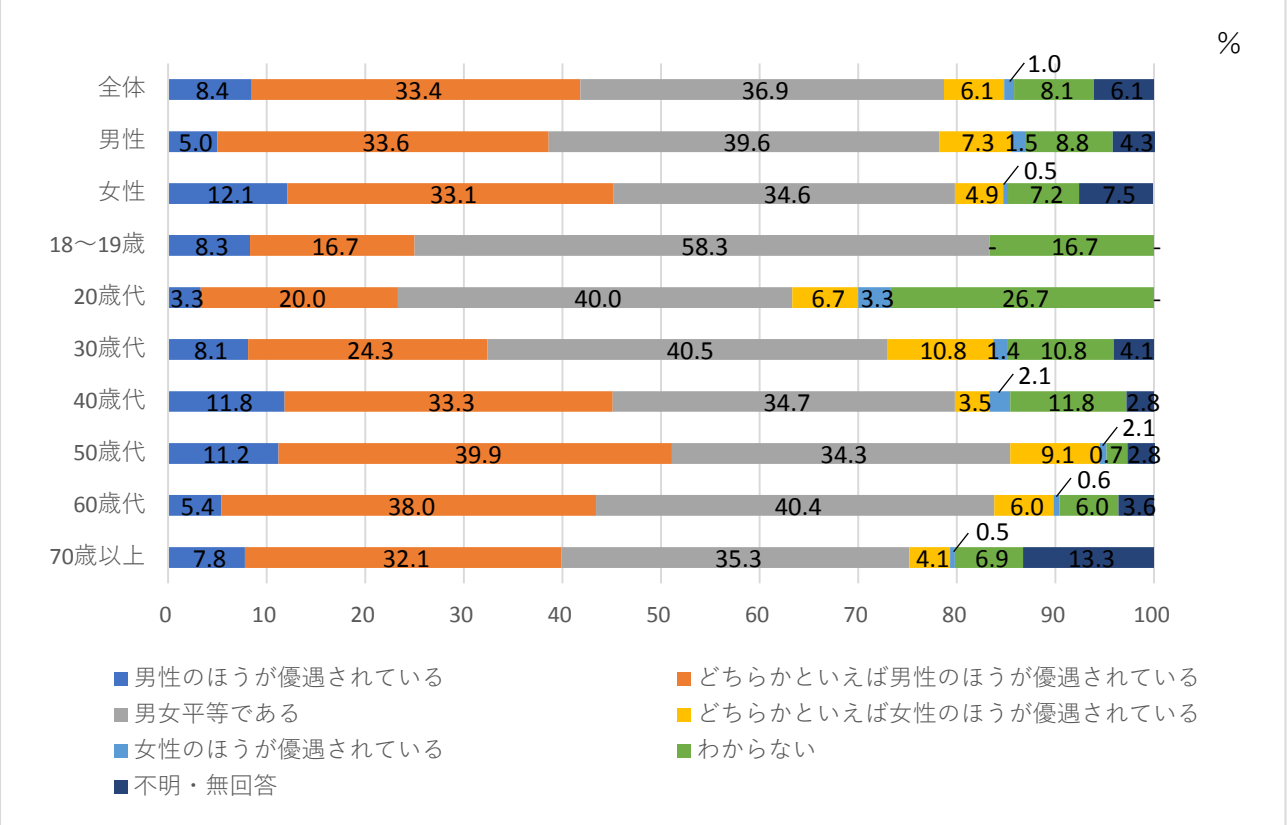

出典：高森町町民生活・意識調査（令和２年７月）

○若い世代ほど、男女平等であると答える割合が高くなっていることが特徴です。学校の道徳の授業や人権教育などで男女平等を学ぶことや、核家族や共働きが増えたことによ

り家庭内での家事などの共同化が進んだことで、子ども世代の意識が変わってきていると考えられます。男性よりも女性の割合が 5.0%低くなっています。

②あなたは、女性の社会での活躍を妨げていると感じるものはありますか。（上位４回答）

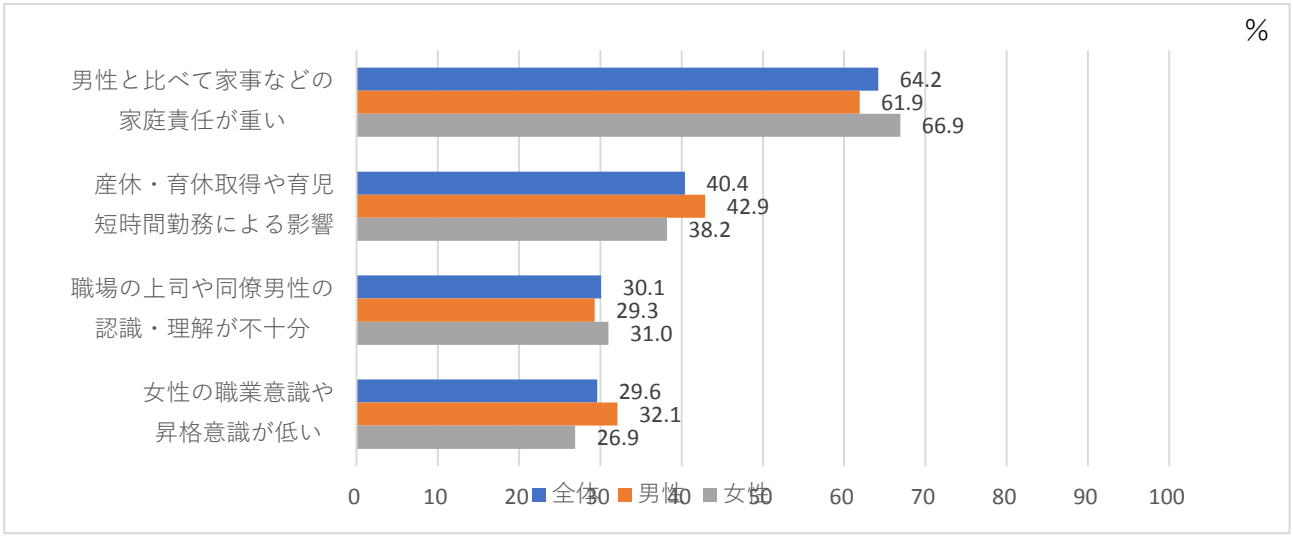

出典：高森町町民生活・意識調査（令和２年７月）

○①により男女平等に感じる割合が増えてきている一方、未だ男性に比べて女性の家事や育児負担が重いことや、産休・育児休業がその後のキャリアに影響していることが見えてきます。設問によって、男性の割合が高いものと、女性の割合が高いものが分かれています。

③あなたは、２世帯以上の同居世帯ですか。

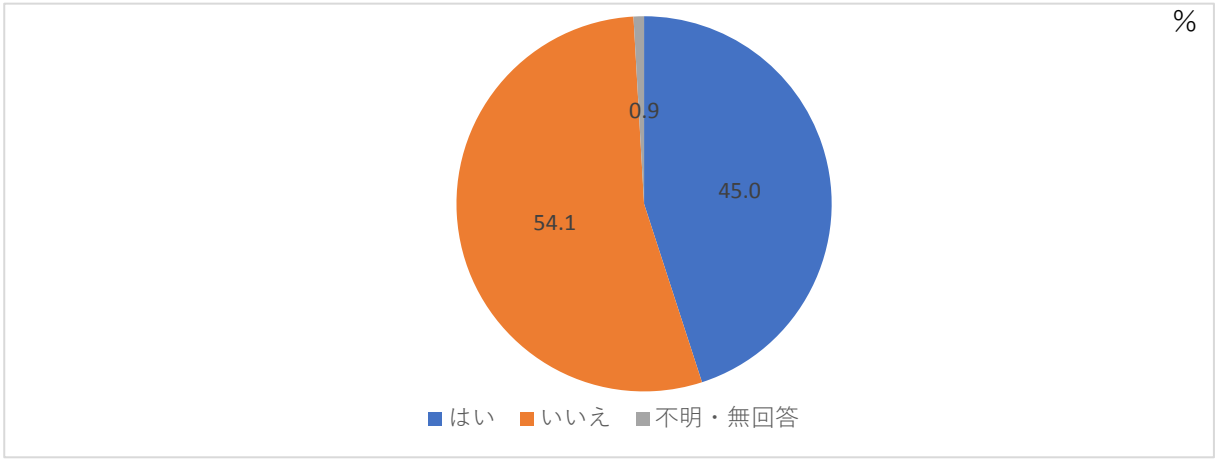

出典：高森町町民生活・意識調査（令和２年７月）

3、施策の展開

推進項目	取り組み方針	担当課等
5.4 1　家事や育児への家族の参加促進	①男性が家事・育児に参加しやすくするため、各種講座や啓発を行います。 ②祖父母との近距離居住や、子育てなどの家庭内での役割について、再認識できる雰囲気作りに努めます。	総務課 産業課 健康福祉課 教育委員会

基本目標３　安心・安全な社会づくり

具体目標１　安心して暮らせる生活環境の整備

1、現状と課題

高森町では、第６次振興総合計画の重点施策に子育て支援を設定し、あったかてらすの整備や子育ての負担軽減などに取り組むことで、一定の成果を上げることができたと考えます。しかし、子ども・子育て支援計画では、地域に支えられて子育てをしていると答えた子育て世帯の割合が低くなっています。自治組織への加入率低下や、地域行事の減少等により、地域と子育て世帯との繋がりが少なくなっていることが考えられます。そのため、子育て世代が求める支援のあり方を検証する必要があります。

誰もがなりたい姿を見つけ実現するためには、心身共に健康で、不安なく暮らせることが必要です。しかし、働き世代は仕事や育児などが生活の中心となりがちで、自身の健康に意識を持つ機会が少なく、そのため高齢になってからの健康状態が心配されます。団塊の世代の高齢化が進み、また、一人暮らし世帯が増えることから、医療や介護、人との繋がりが懸念されます。

高森町はひとり親家庭の割合が 3.27%（R2.8.1 現在）と、県内でも高くなっています。非正規雇用の増加による所得格差や独身男性の増加が見受けられます。また、障がい者や課題を抱える家庭が、社会から孤立することが心配されます。今後、団塊の世代が後期高齢者になることで、施設やサービスの供給が不足することが懸念されます。家庭での介護者の多くが女性という現状があり、負担軽減や改善が求められます。

南海トラフ地震の発生や、頻発する集中豪雨による土砂災害・河川の氾濫が懸念されるため、高齢世帯などの災害弱者への対応が必要になります。災害時には女性目線によるきめ細かな対応や、避難所運営が求められます。

2、参考資料

①高森町は子育てしやすい町だと思いますか。

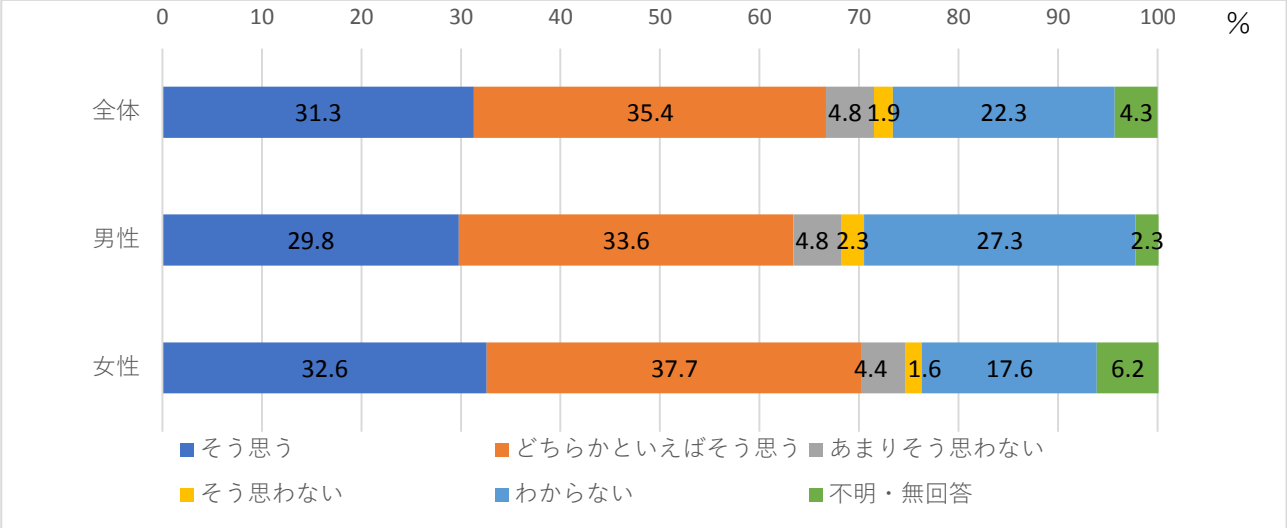

出典：高森町町民生活・意識調査（令和２年７月）

○高森町は子育て施策に重点を置き、あったかてらすの建設など、子育て環境の整備に取り組んだ結果、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は平成 28 年の 61.5%から令和 2 年の 66.7%に高くなった一方、子育てをしない世代を中心に「わからない」と答える割合が高くなっています。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は、男性よりも女性が 6.9%高くなっています。

②あなたは、この１年間、健康で過ごすことができましたか。

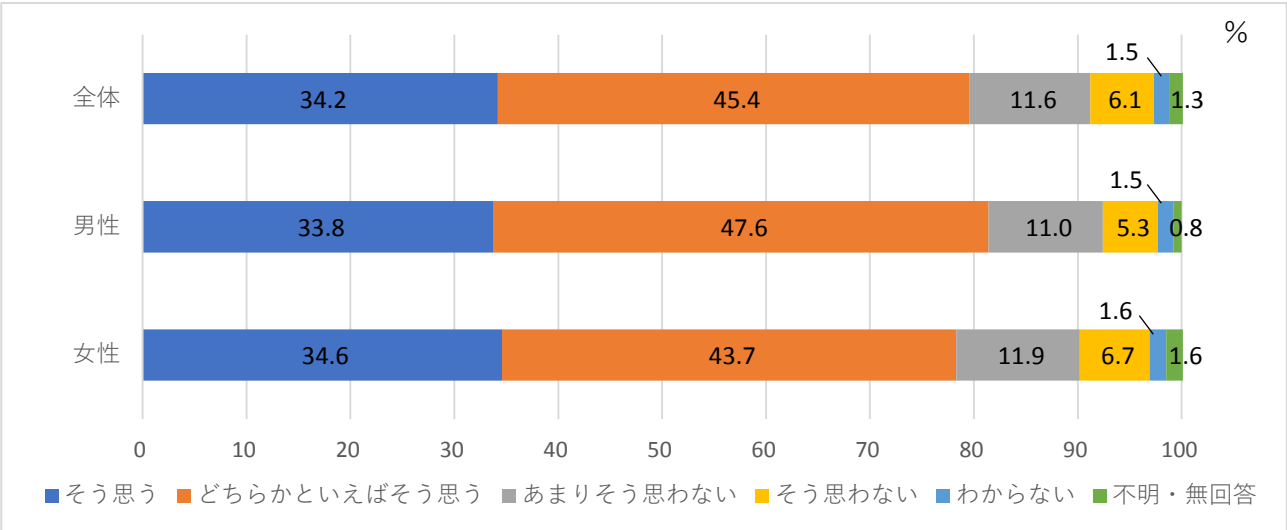

出典：高森町町民生活・意識調査（令和２年７月）

○「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合は 79.6%と高くなっていて、男性よりも女性の割合が 3.1%低くなっています。「あまりそう思わない」「そう思わない」の割合の平均は 17.7%ですが、30 歳代では 24.4%と、全年代の中で最も高くなっています。

③健康診断受診率（国民健康保険加入者 40～74 歳）　（%）

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
60.7	60.9	60.9	60.2	58.4

出典：高森町役場健康福祉課調べ

3、施策の展開

推進項目	取り組み方針	担当課等
5.4 1　安心して子育てができる地域づくり	①地域の人たちの顔が見える関係をつくることで、地域に見守られた子育てが行える環境作りを行います。 ②地域における子どもに関する行事の充実・継続により、地域の人と関わりながら子どもが育てられるようにします。	総務課 教育委員会
3.8 2　健康長寿に向けた地域づくり	①健康を維持するため、健康診断の受診を働きかけます。 ②健康やコミュニティを推進するため、様々な方法でスポーツに関わることを推進します。 ③妊娠・出産から高齢になるまで、年代に応じて健康意識を高め、取り組みを行います。	健康福祉課 教育委員会
3.8 3　地域福祉サービスの充実	①高齢者が希望する生活を実現するため、相談体制やサービスを充実させます。 ②課題を抱える家庭への相談体制や支援を充実させます。	健康福祉課 教育委員会
11.b 4　地域防災における多様な視点の充実	①防災分野において、女性の目線を積極的に取り入れます。 ②消防団への女性団員を確保します。	総務課

具体目標２　男女間のあらゆる暴力の根絶

１、現状と課題

家庭内での男女間の暴力や児童虐待は、加害者が身内であるために被害者が相談しづらく、周りが気付きにくいという特徴があります。また、配偶者からの暴力の被害者は女性が多く、男女共同参画社会を実現する上での課題になっています。家族の喧嘩を見た子どもが心に傷を負うケースも多くあり、早期に発見して対策することが必要です。

職場や地域でのセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントは心と体に悪影響を及ぼすことから、早期発見ときめ細かな対応が必要です。

２、施策の展開

推進項目	取り組み方針	担当課等
5.2 16.2 1　男女間の暴力や児童虐待を許さない意識づくり	①地域全体で暴力はいけないという意識を高めるため、啓発します。 ②専門機関と連携し、安心して相談できる体制を整えます。 ③児童虐待や家庭環境を改善するための支援体制を整えます。	健康福祉課 教育委員会
5.2 2　ハラスメントなどの防止対策を推進	①職場や地域でのセクハラやパワハラ防止のための意識啓発をします。	総務課 産業課 健康福祉課

第３章　資料

１、高森町男女共同参画推進委員会設置要綱

高森町男女共同参画推進委員会設置要綱

令和３年１月 13 日要綱第３号

（設置）

第１条　男女共同参画社会の実現を目指し、施策を総合的かつ効果的に推進するため、高森町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（委員会の職務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　高森町における男女共同参画に関する基本計画の策定及び推進に関すること。

（２）　男女共同参画に係る施策の調査、研究及び立案に関すること。

（３）　その他男女共同参画の推進に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

２　委員は、男女共同参画に関して見識を有する者から町長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠要員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長、副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員長は、必要に応じ委員会を招集し、会議の議長となる。

２　委員長は、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

（補則） 第７条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則 この要綱は、公布の日から施行し、令和２年８月１日から適用する。

２、高森町男女共同参画推進委員名簿

団体名	氏名	備考
高森町農業委員会	宮下　道久	会長
高森町商工会	村澤　道代	
あったかてらす	松村　恵利香	
高森北小学校保護者会	中澤　福雄	
高森中学校	三澤　潤子	
高森町社会教育委員会	岩崎　千尋	副会長
人権擁護委員	手塚　みち子	
高森町民生・児童委員会	林　健子	
高森町区長会	中塚　啓介	
公募委員	本島　未来	

（順不同。敬称略。）

３、策定の経過

日付	内容
令和２年　５月２８日	町民生活・意識調査（６月１２日まで）
令和２年　９月２８日	第１回男女共同参画推進委員会（計画案の検討）
令和２年１１月２４日	第２回男女共同参画推進委員会（計画案の検討）
令和３年　１月２０日	第３回男女共同参画推進委員会（計画案の検討）
令和３年　１月２６日	計画案に対する意見募集（２月 24 日まで）
令和３年　３月　４日	第４回男女共同参画推進委員会（計画案の検討）

高森町男女共同参画計画

策定：令和２年度（令和３年3月）

◆ 長野県高森町役場 総務課 ◆ 〒399-3193 長野県下伊那郡高森町下市田2183-1
◆ 電話：0265-35-9402 ◆ファックス：0265-35-8294
◆ E-Mail:soumu@town.nagano-takamori.lg.jp